

法制審議会刑事法部会委員各位

法務省諮詢第 82 号に関する意見書

平成 19 年 2 月 19 日

交通事故被害者遺族の声を届ける会

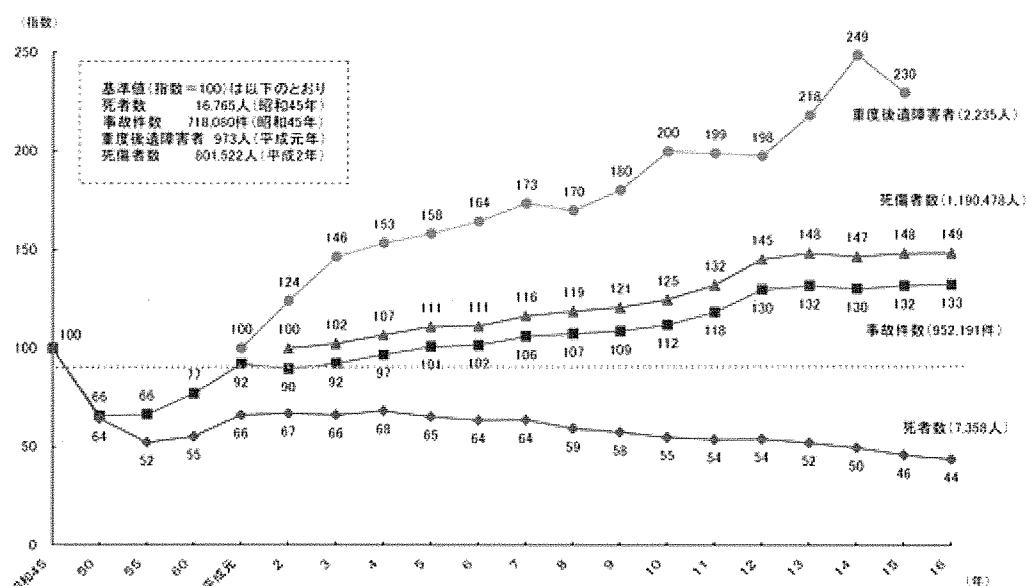
当会は、2004年4月7日、交通事故遺族15人が関連省庁を訪問して要望書を提出して発足。春と秋の年2回、国に要望書を届けることを活動のメインとし、「交通事故死者ゼロ」を達成するべく、地道にコツコツと活動を続けております。

今回は、法務省の諮問第82号の内容に関しまして、交通事故被害者遺族としての意見を述べさせていただきます。

私たちは、今回の法案成立によってなんらかの利益を得るものではありません。にもかかわらず、遠方の各地方から仕事を犠牲にしてでも参集して、皆様にお願いをするのは、幸いにも悲惨な交通事故に遭遇せず、平穏な日常生活を送っておられる多くの国民が、私たちと同じような悲しみに見舞われることのないようにという想いからなのです。

1. 交通事故の背景と現状

年間、1万を超える命が交通事故により失われています。ここ数年、死亡者数が減少していることは事実ですが、これは、シートベルト着用率の向上、エアーバッグの標準装備などの車両の安全性向上、および低体温療法などの医療技術の進歩によるところが大きいと考えられます。交通事故件数は依然として高止まりの状態であることを考えると、死亡者数の減少分は、重度後遺症などの被害者が増えていることは国交省のホームページのグラフからも明らかです。



国交省ホームページより
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/shou/01sinnkoku/01.html>)

今ままでは、今年もまた 1 万近くの命が失われ、多くの被害者が日常の生活を奪われることは、残念ながら確実なことなのです。

私たちの願いは、交通事故ゼロを達成することであり、それは、前述したように、まだ私たちのような悲しみに遭遇していない多くの国民を救うことなのです。幸せな日常を送っている国民が、ある日突然自身や家族の命を奪われるということが、日常茶飯に起こっているのです。

2. 交通事故の特殊性

交通事故は「業務上」過失致死傷罪で裁かれていますが、ほとんどの国民が車に乗る時代であり、その免許は医師などの他の「業務」に必要な免許と比べて極めて簡単に取得することができるわけです。原動機付自転車にいたっては、自転車に乗れない人間でも免許を取得できるにもかかわらず、その性能は今や小型自動二輪車と大差なく、簡単に入手できるリミッター解除機器を装着すれば、時速 100km/h 以上のスピードで走行できるのです。

その結果、大多数の国民が交通事故の加害者となりうる時代となったわけですが、再犯率の高さと複数の被害者を生む事故、および免許を所持しない人の存在を考えると、実は、被害者になる可能性の方が高いわけです。そして、その被害は死亡という重大な結果だけをみても、年間 1 万を超え、さらにその数倍の「交通事故遺族」という被害者を生み出しているのです。

このような特殊な面が自動車運転には明らかに存在するのですから、医療事故などの他の類型とは別にその処罰を考えることが必要であるのは当然のことではないでしょうか。

自動車運転過失致死傷罪を新設して法定刑の上限を引き上げるということは、注意喚起により交通犯罪を抑止し、国民の安全を守ることに大きな効果があると考えますが、自動車運転の場合は、加害者になりうる側と被害者になりうる側が、ほぼ重なっているということを考えてみてください。

引き上げによる「注意喚起」によって、加害者になると、被害者になると双方の災いから国民を救うことができるのです。このことに異を唱える人がいるとすれば、極めて視野の狭い楽観主義者か、交通事故の加害者となる可能性の極めて高い、悪質運転常習者でしょう。自動車販売メーカーや運送業者などにも反対の声があるかもしれません、人の命と経済を天秤にかけば、優先すべきはもちろん人の命であることは明らかであり、反対を表明するような企業があるとすれば、そのような企業こそ、交通事故の悲劇を助長してきた張本人といえるでしょう。

車を運転するという自由を確保するためには、自らルールを遵守し厳しく律していくということは当然のことであり、そのことが自らと家族の命を守ることに

繋がるのですから、良識ある国民であれば、自動車運転に関する法定刑の引き上げは歓迎すべきことであるはずです。

3. 現状における理不尽な交通事故処理システム

現在の業務上過失致死傷罪の5年という法定刑上限が低すぎるということは私たちが訴え続けてきたことですが、交通事故処理には、さらに理不尽なことが多いことをお伝えしておきたい。起訴される事例だけを対象に法定刑の上限を考えるのではなく、他の犯罪と違って、起訴されるまでに多くの問題を抱えている交通事故の裏側も考えた上でご判断を願いたいのです。

年間、90万件を超える多数の交通事故が発生していますが、警察官・検察官の人員不足もあり、ずさんな捜査が後を絶ちません。被害者が口を開けない死亡や重度後遺症の事件では、加害者の供述どおりに証拠が作成され、交通関係業過の9割が不起訴、残りの9割が略式起訴であり、公判起訴される事件は1%前後。さらに、実刑率はその10数%というのが実情です。ここまで、加害者が守られ、被害者が虐げられている犯罪はないでしょう。1000人に1人ほどの実刑で、その刑の上限が5年なのです。これをもってしても、過失の罪に7年は重過ぎるなどという意見が出ますでしょうか。10年でも軽すぎると思うのは私たち遺族だけでしょうか。私たちの会のメンバーが担当検事と面談した折に、検事の口からも「交通事故に対する刑罰が軽すぎる」という言葉が出たと聞きました。捜査の現場にもそのような声があることは間違ひありません。

人の命を救うために、早急な手当てが望まれている交通事故対策の中で、捜査の改善、起訴率、実刑率の向上は必要不可欠なことですが、すぐに実効性のある手当ては難しいのではないでしょうか。そうであれば、とりあえず法定刑を引き上げることにより、抑止力を大きくして交通事故全体の発生件数を抑えることが必須です。発生件数が減少すれば、警察・検察の現場での負担も軽減し、捜査の改善が進み、それにともなって起訴率、実刑率も向上、相互の作用でさらに事故件数が減少するということで、件数が多いから正しく処理できない→事故が増える、という悪循環を断ち切るには、法定刑の引上げが最も実効性のある手当てであると考えます。

4. 自動車運転過失致死傷罪の新設は交通死亡事故ゼロへの第一歩に過ぎない

以上のような理由から、今回の「自動車運転過失致死傷罪の新設」という法案は交通事故の悲しみをなくすために最低限必須のものであります、私たちは、さらに厳しい法律が交通死亡事故ゼロ達成のためには必要だと考えております。

今回の法案を足がかりとして、さらに業務上過失致死傷罪全体の見直しを進めていただく上で、交通事故問題に取り組んでおられる委員の方々に、この機会を

得て要望させていただきます。

1) 交通事故においては、「傷害」と「致死」を分離し、致死事件に関しては法定刑の下限を1年としていただきたい。人を死亡させる行為は「絶対悪」であり、この不法行為に対して被害者救済と加害者行為再発防止の観点から罰金刑で済まされることはおかしいと考えます。

2) 平成17年10月28日の法制審議会刑事法(財産刑関係)部会 第1回会議 議事録に以下のようなご発言がありました。

「業務上過失致死傷なんかも略式から正式裁判に来る事件が一番難しいんですね。これは、こういっては申しわけない部分もあるのですが、略式に行くということで捜査の方が安心して十分な裏付けとか検討をしないで、まあ略式にしてしまう。ところが、略式だと思ったら、正式裁判で来るわけですよ。そうなってみると証拠が薄いという事件が出てくるんですね。」

この発言からうかがい知るように、交通事故の捜査では、公判起訴を前提とした綿密な捜査が行われず、死亡事故でも、嫌疑不十分で不起訴とされる事件が相当数あります。結果として、反論できない被害者に一方的に罪を着せて「おわり」ということです。

少なくとも、死亡事故に関しては公判起訴していただきたい。そうなれば、それなりの捜査も検証も必要になり、現場は変わらざるを得ないと思います。現状では、遺族が事件の真実を知ることなく、精神的ダメージから回復することはありません。

「あの時警察がしっかりと捜査をしてくれていれば……」と涙する遺族は、増え続けていくばかりです。今回の法案成立を契機に、交通事件捜査に携わる現場の方々が『命の重さ』をしっかりと受け止めて事件に臨んでいただければ、事務的処理で終わらされたと遺族が感じることもなくなるでしょう。

3) 死亡事故すべてを公判起訴することが難しいのであれば、せめて、起訴率のアップを考えていただきたい。また、安易に執行猶予を付きないでいただきたい。

罰金刑がほとんどの交通犯罪では命の尊厳、被害を受けた人ひとりの人生の重み、その家族の痛みを受け止めてもらうことはできません。結果、加害者の順法意識や事故の抑止力、刑が与える感銘力、すべてが希薄になると思います。警察段階の捜査から、公判起訴することを目指して綿密な捜査を行い、被害者遺族の想いを反映した公判維持により、法廷内だけでの見せかけの謝罪や、無制限の保険に加入しているなどのマニュアル的な処理による執行猶予判決がなくなるように、法曹界の方々にご一考をお願いいたします。

4) 今回の諮問では、「自動車運転過失致死傷罪」となっていますが、私たち被害者遺族としては「過失」という言葉を使わずに、「自動車運転致死傷罪」としていただきたいという想いを持っております。

危険運転致死傷罪は刑法の「故意の罪」になりますが、その適用要件には高いハードルがあるために、どんなに悪質な事故であろうが、大半は業過という「過失」として扱われます。しかし、死亡事故に関していえば、ほとんどが悪質な運転が原因なのです。クルマという凶器を、前方を注視せず、漫然と運転して人の命を奪うことは悪質運転以外の何ものでもありません。これを「過失」だから仕方がないとすることに、年間 1 万の命が奪われる根本的な原因があるのです。死亡事故の大部分が、認識なき過失ではなく「認識ある過失」によって惹起されるものです。さらに、その中には一般事件のように逮捕・拘留などの厳しい捜査過程を経れば、未必の故意として立証できるものも相当数含まれていると、私たちは捉えています。在宅起訴が大部分を占める交通事件では、その故意性が法廷では覆い隠されてしまうことが多いのです。

今回の法案成立を契機に、国民に交通事故ではなく交通事件との認識を植えつけ、より注意喚起を図る意味でも「過失」という言葉を消して、「自動車運転致死傷罪」としてもらいたいと願います。

5) 今回の諮問では法定刑の上限は 7 年とされていますが、私たちには「足りない」という認識です。

前回、昭和 43 年の業過引上げから約 40 年、2004 年の刑法全体の刑期見直しの際にも据え置かれたことを考えると、倍の 10 年というのが最低の数字と考えます。7 年よりも 10 年の方が多くの命が救えることははっきりしています。交通事故の根絶を考えるのであれば、「7 年では足りない、10 年とすべきだ」という意見が、審議会で議論されることを希望します。

5. 危険運転致死傷罪の要件について

今回の諮問では、危険運転致死傷罪の要件の見直しが、「四輪以上の自動車」を「自動車」に改めるという一点に限られていることは残念です。

「四輪以上」という制限を取り除くことには、何ら反対の理由は見当たりませんから、改めて意見を述べるまでもないと思います。なぜ、このような制限が付されていたのか不思議に思うばかりです。自動二輪はもちろん、原動機付自転車でも危険運転致死傷罪相当の事故は十分に起こりうるものですし、現に起こっているのではないかでしょうか。原動機付自転車も含まれているということだけを確認していただきたい。

他の要件に関して、今回の諮問内容に含まれなかつたことは非常に残念です。

継続して、早急に検討を重ねていただきたいと関係者の方々にお願いいたします。要件に関して、私たちが、あれも、これも、と考えていくと、限りなく業務上過失致死傷罪に近づいていき、その境界線は見当たりません。

普通に考えれば、自動車運転過失致死傷罪と危険運転致死傷罪を一つにまとめ自動車運転致死傷罪という形にして、上限を 20 年として裁判所の裁量に任せればいいのではないかと思えててしまうのですが……

今後の緊急課題として、法曹関係者のお知恵を絞っていただくことを切望いたします。

6. 遺族の心情

私たちには家族の命が奪われる前と同じ幸福は二度と戻ってきません。しかし、生きている限り、私たちには幸福を追求する権利があり、心に区切りをつけて少しでも前を向いて生きていきたいと思っても、法を犯して人の命を奪った人間が受ける現行の業過の罰則はあまりにも軽すぎて、いつまでも時間が止まったままの状態が続きます。

加害者に聞けば「加害者も大変なんだ」と言うのかもしれません、彼らには命があり、悪質な重大事故を惹起して複数の命を奪っても、ほんの数年間刑務所で暮らせば社会に復帰できるのです。世の中も、殺人事件の犯人のような冷たい目で見ることはできませんから、少しの努力で元の生活を取り戻すことが可能です。また、不起訴処分となれば、まったくの無罪放免。執行猶予が付されれば、ほとんど制約のない元通りの生活を続けるのです。

昭和 43 年 3 月 28 日の第 058 回国会 法務委員会 第 14 号において参考人の発言に「被害者家族にとって死の重みは日ごとに心に食い込み、加害者は一日一日薄皮をはぐように事故の苦痛を忘れ去るものである」というのがあります。

実際に、多くの加害者は、刑事処分後に（処分前も）遺族に謝罪することもなく、事故の翌日から車に乗り、免許取り消しの期間が過ぎればすぐに免許を再取得するのです。世の中は「更正」という大義名分の下に加害者を簡単に社会復帰させますが、私たち遺族は生涯元の生活を取り戻すことはありません。命を奪われた被害者本人の魂は、永遠の闇の中を無念の想いとともにさまよい続けるのです。

それが、交通事故という悲劇なのです。

法制審議会刑事法部会委員の皆様のお力によって、このような悲劇を繰り返さない社会を実現していただけることを心よりお願いいたします。

以上